筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１４０条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１４０条第６項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月１６日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和８年第２５号

対象土地　兵庫県明石市魚住町西岡字川西１４６７番

兵庫県明石市魚住町西岡字川西１４６６番

２　関係人の氏名

丸尾安太郎

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。